下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により公示する。

公示日　令和7年(2025年)3月25日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
第 357 号	クハラ設備	下関市長府才川一丁目5番36号	久原　俊幸	クハラ設備	下関市長府才川一丁目5番36号	令和12年3月24日